

第二十六回国会
衆議院

地方行政委員會議錄第十六号

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)

午後三時四十分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 山中 貞則君 理事 吉田 重延君

理事 川村 義義君 理事 中井 徳次郎君

理事 川崎 末五郎君 理事 唐澤 俊樹君

理事 櫻内 義雄君 理事 徳田 與吉郎君

理事 丹羽 兵助君 理事 福井 順一君

理事 古井 喜實君 理事 渡邊 良夫君

理事 今村 等君 理事 大矢 省三君

理事 加賀田 進君 理事 北山 愛郎君

理事 五島 虎雄君 理事 三宅 正一君

出席國務大臣

田中伊三三君

出席政府委員

自治政務次官 加藤 精三君

總理府事務官(自治行政事務部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 円地与四松君

三月二十七日

委員早川崇君、福井順一君及び井岡大治君辞任につき、その補欠として

植木庚子郎君、渡海元三郎君及び五島虎雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君及び五島虎雄君辞任につき、その補欠として早川崇君及び井岡大治君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

地方公務員法等の一部を改正する法律案反対に關する請願外二件(平田ヒデ君介(第二四三三號))

同(床次徳二君介(第二四六八號))

所得税減税に伴う地方財源の減収補てんに關する請願(山口丈太郎君介(第二四三五號))

地方財政再建促進等に關する請願(徳田與吉郎君介(第二四三六號))

遊興飲食税減免に關する請願(池田清志君介(第二四六七號))

輕油引取税引上げ反対に關する請願(青馬輝武君介(第二五〇六號))

地方交付税率改正に關する請願(坂田道太君介(第二五〇七號))

公債費合理化等に關する特別措置法制定に關する請願(坂田道太君介(第二五〇八號))

新市町村建地促進の財源措置に關する請願(坂田道太君介(第二五〇九號))

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正に關する請願(坂田道太君介(第二五一〇號))

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六號)

○吉田(重)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため暫時私が委員長の職務を代行いたします。

地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を続行いたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。北山愛郎君。

○北山委員 簡単に質問いたします。

まず第一点は、今度の改正では、住民税の改正が非常に重要なポイントです。第一課税方式の場合においては税率を引き上げると。それから第二、第三課税方式については基準税率を作つて引き下げるというふうなことで、全体としてみれば調整になるようでありまして。ただしこの第一課税方式をとつておるような団体は、いわゆる富裕団体が多いので、今度の三十二年の財政計画によつても相当の増収の自然増が見込まれる。そこで私はその団体のそういうふうな情勢から考えれば、必ずしも第一課税方式をとつておる団体についてわざわざ税率を引き上げる必要はないんじゃないか、こういうふうには考へるわけです。所得税については別として、それはそれ以外の法人税だとか、あるいは固定資産税等について、かりに今東京都の場合において、これは相当の増収になると思つて、そういう全体の自然増がある団体です。今度にはさらに住民税の第一課税方式の税率を引き上げるといふことは、どうも住民としては納得しかねるんじゃないか、こういうふうな思ふので、どうしてわざわざ上げるのか。上げなくてもいいようになれば、

その団体も選択によつてやれるという事になればそれはけっこうですが、それがなかなかできないわけです。その点についてさらに説明をお願いいたします。

○奥野政府委員 お話のように富裕団体におきましては、経済好況の影響を受ける度合いも多いと思うのでありますが、しかしながら何分所得税の減税が一千億減税というふうな大幅なものでありまして、地方財政の現状におきましては富裕な団体といへども同じ割合の減税による影響をそのままにしておくわけには参らないのでございまして。そういうふうな事情がございまして、やむを得ず第一方式につきましては税率調整を行なつたわけであります。税率調整を行なつたわけでもな住民税全体にいたしまして百十六億円の減税になつておるわけでございまして。従前の税を取りました税率よりも住民税につきましても税率はなるほど調整いたして引き上げておるわけでございまして。しかしながら、全体におきましては百十六億円の減税をあえてして、このこととも御了承願ひたいと思つてございまして。

○北山委員 こういふふうな第二、第三課税方式との均衡とかいふような理由で、第一課税方式の税率を上げるのうに結局は増税の方向に向つてゐるのではないかと、私も昭和二十九年でありますか、初めて道府県民税というものを作つた場合に、結局こういふような新しい税をつければ、必ず増税の原因を作るといふようなことで反対したのであります。そんなふうにはならないといふふうに言われましたが、道府県民税というもののが創設後逐次税率が上つてきてゐる、当初から見れば、あの当時は市町村民税と道府県民税とを加えてみると、標準税率はたしか所得割が一八%だったと思ひます。ところがそれが二一%になり、今度は二八%になるといふふうに、逐次住民税の標準税率というものが、そのつどいろいろな理由をつけて、ソー・ゲームのように税率を上げ、結局増税の一端をたどつておるといふことについては、どうもわれわれが當初言つておつたことが、そのままだんどん進んでいくといふふうな状況でありまして、賛成いたしかねるわけです。こういうふうな増税になつてきておるといふことについて、田中長官はどういふふうにお考えですか。

○奥野政府委員 一応私からお答えさせていただきます。税率は、課税標準を國税に置いておりました、國税が變つて参りますと、地方税におきまして、従来の額を維持しようと思つた、当然変更を加えて参らなければならぬのじゃないだろうかといふふうな思ふわけでございまして。どちらかといひますと、地方税として所得課税部分をどの程度にするか、これは大へん重要な問題だと思つてゐるものであります。戦後國の財政におきましては、價格統制その他の關係から、國民の租税

負担を、地方財政においてよりもより多く国家財政向けられておった、地方財政のウェイトが低かったと思ふのであります。しかしながら、平常状態になるにつけて、だんだん国民租税負担のウェイトが地方財政の方に移つて参つておるといふふうな思ふのでございます。そういう意味において、国の収入においては租税もだんだん減らしていくことができるわけでございますけれども、地方財政の方は逆に引き上げていかなければならないというふうな事情もあるわけでございます。そういう点から、本税の方で減つてくる、付加税制度みたいな格好にいたしまして、絶対額を減らさないためには、率を若干上げざるを得ない、そういうところから、御指摘のような結果になっておると思ふのであります。府県民税と市町村民税とに分けたから、そう言ったと言われる点につきましても、若干私たちが異論を持つておるわけでございますけれども、御指摘になりましたように、所得課税につきましても、国と地方との割合が地方の方にだんだんのウェイトを移してきておる、これは事実その通りだと考えております。ただ、所得に對します税率といふことから見て参りますと、国税につきましても相対的に減税が行われておりますので、国民負担としてはやはり軽減されてきているのではなからうかというふうな存じておるわけでありまして、

初は第一課税方式というものが標準であり、第二、第三課税方式というものは例外であるというふうな考え方であつた。ところが、それがだんだん第二課税方式の方がむしろ好ましいといふように移行されて、今度はそれを手直しをする、その土台の上に、第一課税方式の税率の方はまた引き上げるということ、やはり何か一貫しないものを持つておるのです。たとえば今度の改正案の中でも長官が触れておるのですが、合理化であるとか負担の均衡であるとか、そういうふうな原則についても、必ずしも一貫しておらない。たとえば所得税について、配当所得の場合に、五人家族で百四十九万までの配当所得の場合には、国税がかからない。地方税もやはり均等割しかからない。この百五十万くらいの所得の人が、所得税はもとより、地方税もやはりかからないといふことは、どうしても負担の均衡とはいへないんじやないかと思ふのですが、この点について大臣はどういうふうにお考えですか。

○奥野政府委員 恐縮ですが、一応事務的な点をお答えしていただきたいと思ひます。昭和二十五年に市町村民税ができました際に、御指摘のような点私たちが非常に問題としておたわけでありました。当時総司令部との間で、この点につきましても折衝を重ねたわけでありました。しかしながらどうしたもので総司令部のいれるところとなりまして、さらにお互いに検討していくというところになり、第二回目にシャウブ・ミッシェンが参りましたときに、さらに重ねてこの点を追及いたしました。その結果、第一方式の場合には、やはり配当所得の場合には配当所得の一定割合を税から控除したものを課税標準に使用していく、そのかわり別途法人税割を設けるということになったわけでありました。二十六年からは、所得割は個人分だけでありましたのが、さらに法人につきましても、法人税割として徴収するようになって参つたわけでありました。個人につきましても、第一方式の場合には、完全に国の所得税の結果に参つておる。国の所得税の場合には、資本の蓄積であるとか、いろいろな政策を考へて税負担をきめて参りました。国の政策にそのまゝ乗つていくことが市町村民税の場合には適当でもございせんので、第二、第三方式のような課税方式も肯定いたしておるわけでありました。第一課税方式の場合には、国の政策にそのまゝ乗つていくという大きな原則を持つておるわけでありまして、御指摘のような点だけを見て参りますと、いかに不都合だといふ結果が出て参るわけでございます。その点につきましても、今申し上げましたように、制度上は、法人税割を設けることによって救済する。さらになお足りない場合に、市町村の実情に応じて第二課税方式、第三課税方式をとることによって問題を解決していく、こういう建前にしておるわけでありまして、

○北山委員 それは法人税割を設けるからいいのだというふうな理屈ですが、やはり法人と個人は別個だと思ふのです。もしも法人に税をかけるから、その配当については課税しなかつてもよいというなら、労働者だつて同じなんです。その工場で働いておる労働者の所得についても、税金はかけない方がほんとうなんです。企業にだけかけて、その配当あるいは労働賃金に對しても税金をかけないのがほんとうなんです。ところが配当については、法人の方にしかけるのだから、その個人配当所得にはかけない。労働賃金の方はやはり所得としてしかける、そういうところから不公平があるといふのです。ですから、この点について長官はどういうふうにお考えですか。

○奥野政府委員 それについて一応事務的なお答えをさせていただきます。法人税の税率をどういふふうに見るかというところについては、いろいろ議論のあるところでございます。しかし、法人税と所得税の關係におきましては、法人税制説的な考え方を持つておるわけでありまして、その結果法人が利益を上げた、法人が課されるわけでありまして、上は法人の利益が分配されて、株主に對しましては配当所得として回つてくるわけでありまして、すでに課税済みの所得でありますから、配当所得に對しましては、一定部分を算定された所得額から控除する、こういう方式をとつておるわけでありまして、勤労者に支払われます給料は、法人のもうけを計算いたします場合には損金として控除するわけでございますから、法人税の課税標準には入らないわけでございます。従ひまして、勤労者が受けていた給与につきましても、全額所得税の課税の対象にする、こういう建前になつておるといふふうに私たちが考えているわけでございます。

○北山委員 ここで法人擬制説というふうな議論をする余裕はないと思ひます。しかし、これはだれが考へても、今の資本主義の税制として都合のいいような理論構成です。やはり大ざっぱに考へれば、だれが考へても法人そのものと、配当を受ける個人そのものは違ふのです。一体をなしておるものではないのです。だから、法人にかけたら配当にはかけなくてもいいといふなら、やはりそこに働いておる労働賃金に對してもかけなくてもいいという理屈になるわけなんです。それが片手間は不合理だといふ点、やはり私たちが、例の電気ガス税を非課税にしたが、例の電気ガス税を非課税にして、電気税をかけたという企業が二十五種類ある。これは前の統制時代の遺物であるといふ御説明であつた。ところが、その遺物に對してさらに今度はプラスしてあるんですね。製氷冷凍用の電気、あるいは石綿とか、焼成燐肥等の化成肥料というふうなもの、製造に要する電気については非課税にするといふふうな、範圍を拡大してある。こういう点はどうも筋が通らぬと思ふのです。おそらくそういう關係の業者の陳情があつてつけ加えられたものと思ふのですが、そういうふうなその都度陳情なり運動なりが功を奏せば、そういう特例を加えていくといふことでは、これは奥野さんがいかに何と言おうとも、税制として筋が通らぬのじやないかと思ふのです。行き当たりばつたりなんです。その点についてどうお考えですか。

それから製氷、冷凍についてちよつとわからない点があるので、お伺いしておるのですが、一定規模以下の製氷の施設、それについて、いわゆる小規

模のものに限定して非課税にするというように、政令で定めることになっていいますが、その基準はどの程度になるのか。

それからもう一つは、そういうような製氷施設としては小さい施設を持つておるものでも、冷凍施設の方は、この法案を見るとこれは無制限じゃないか。冷凍施設の方はどんなに大きくてもやはり電気税を免除するようにしておるのじゃないか。その点はどうなんでしょうか。しかもそれは漁業協同組合ばかりでなく、その他の法人、会社等についても、そういうふうな適用されるのじゃないですか。

○奥野政府委員 電気ガス税の問題につきまして、若干非課税の範囲を広げておるわけでございます。電気ガス税をどのような形に進めていくかという点につきましては、議論のあるところだと考えております。一応現在の電気ガス税につきましては、個人用の電気、ガスの消費を中心にして課税していくという建前をとっておると思っておりますのであります。そういう意味におきまして、基礎資料で特に多量に電気を消費するものにつきましては、市町村の財政状況ともならみ合せながら課税からはずしていく、こういうことになっておるわけでございます。そのような点から考えて参りまして、従来製氷につきましても非常に問題があったわけでありまして、しかもながら製氷につきましてはどちらかといひますと、消費資材的な面が強いものでありますから、あえて非課税の範囲に入れて参らなかつたのでございます。しかしながら氷を多量に消費いたしますものに漁民があるわけでありまして、漁

民の生活を考へて参りますと、なるたけそういう負担を軽減すべきだ、こういうことも一つとまなことでございまして、そういう意味合いにおいて漁民保護の見地にしほつて、従来から絶えず問題を提起されておりました製氷用の電気につきましても、非課税の範囲を広げることいたしましたわけでございます。なおまた肥料などにつきましても、その後製法が進歩して新しいものができるようになりまして、あるいは外国からの輸入にたよつておりましたものが、新規に国内において産業が興つて参つたりいたしましたものにつきましても、均衡上若干非課税の範囲を広げることいたしましたわけでございます。

第二に製氷能力の基準の問題でございますが、三十トンないし五十トンにいたしたいということ、現在農林省との間で話し合ひをいたしておるわけでございます。

それから第三に冷蔵施設の問題になりますが、冷凍施設でありましても、もつぱら水産関係に使用されているものでなければならぬとやはり法律にうたわれておるわけでございますし、しかも氷につきましては、やはりもつぱら漁民のために用いられている工場でなければならぬので、これに付随している冷蔵施設であり、しかもその八割以上というものが水産関係に用いられているなら、やはり漁民保護の見地に立つてこれを非課税にできるのじゃないだろうかという考へを持ったわけでありまして、製氷工場に付設しております冷蔵施設ははずしておりますので、それは嚴格に運用ができるのじゃないだろうかという考へてお

るわけでございます。

○北山委員 そうすると、漁業協同組合とかそういうものが先に書いてありますが、その他の法人あるいは個人というところになっておりますから、営利会社等についてもこれは適用がある。ただ製氷能力については今お話のあつた三十トンという制限があるけれども、別に併置する冷蔵施設の方は、それがどんな大規模のものでもかまわない、こういうことなんですか。

○奥野政府委員 製氷工場に付設しておりますものでなければならぬわけでありまして、同時にまたその冷蔵施設が八割以上漁業関係に使用されておる、こういうことで考へておるわけでありまして、従いましてそうしほつておるわけでありまして、漁民保護の見地にしほつた結果になっておるのじゃないか、どうか、こう私たちは考へておるわけでありまして。

○北山委員 それはその企業あるいは組合事業から見れば、確かに税金が安くなるから、コストが安くなれば大へん得だろうと思ひます。しかしその結果が果して漁民の利益になるか、あるいは消費者の利益になるかということ、何らの保証がない。それが穴で、さるで抜けておる。だからこの電気ガス税のほかに部分、すでにある非課税の部分についても同じことが言える。そういうコストが安いから安い商品が出てくるかという、そつちの方は自由価格なんです。何ら統制がない。高く売ろうが安く売ろうが、電気ガス税がかからないための影響が直接にはない。だから結局はその会社企業の利益になつてしまふ。消費者なり生産漁民等の利益になるといふ保証はどこにも

ないじゃないですか。そこに私は問題があると思ふ。何のことはない。そういう組合なりあるいは企業利益にしか直接にはならないのじゃないか、どうなんですか。

○奥野政府委員 御指摘になりましたような問題が、実は政府案を作ります際に、自由民主党との相談の際にも起つた問題でございます。嚴格に考へて参りますならば、漁業協同組合の製氷工場であつても、価格その他について引き下げられるという保証がないじゃないか、こういうことになつて参るわけでありまして。しかしながら漁業協同組合そのものは漁業者によつて構成されているわけだから、協同組合の利潤というものは終局的には漁民の利益になつていくのだ、こういうことで、まず漁業協同組合関係のものは規模のいかんを問はず、もつぱら漁船関係に使用されている場合には、電気ガス税を課さないということになつたのであります。市町村によりましては、協同組合組織がいろいろな関係でとれない、しかし実態は全く同じだといふような製氷工場がかなりあるようでございます。たまたま協同組合組織によらないで、株式組織であるとか、個人組織であるとかいうこととした結果、電気ガス税が免除にならないというところでは、どうも不合理だといふふうに考へられますので、そこでさらに協同組合以外のものにつきましても範囲を広げたわけでありまして、範囲を広げましたが、そのかわりたゞいまも申し上げましたように、その製氷能力の合計数が一定規模以下のものでなければならぬといふことになつたわけでありまして、しかもそのものが八割以上

を漁船その他の関係に使つてゐるものでなければ、電気ガス税は免除にならないわけでございますので、いわば二重に縛つておるわけでございますので、漁民保護の見地にしほつた結果の免税になるのではなからうかというふうに考へておるわけでございます。

○北山委員 それでは次に固定資産税の問題をちよつとお伺ひいたします。これは農地の固定資産の評価基準という問題が再々論議されましたが、農地の免税点がたしか一万円になつておるわけですか。償却資産の方は十五万円です。私はもう少し農地の免税点を引き上げてほしいのじゃないかというふうに考へるのですが、この点についての御見解と、それからもう一つは、北海道なんかの人から聞きますと、北海道の固定資産税が——これは家屋についても農地についてもおそろしく同じだと思ふのですが、高い。ところがその固定資産税のいわば効率というふうなもの、その寒冷度から見て非常に低いわけなんです。その割合にはどうも評価が高い。これは自治庁のいわゆる各府県に示された評価基準が高いのか、あるいはそれの方はいいのだが、北海道の市町村の方で高い評価をしているのかどつちですか、お伺ひしておきたい。

○奥野政府委員 第一は免税点の問題でございます。御承知のように土地台帳、家屋台帳などに所有者として登録された人に課税をしていくわけでございます。従いまして必要によつては所有者名義を分散することも可能であるわけでありまして。しかしながらあまり零細なものまで課税していくということになりますと徴税倒れになる、そう

いうようなところから免税点を定めておるわけでごいまして、特に所有者の負担能力がどうであるからそれ以下は課税しないだのという考え方には立っていないと思っておるのであります。ただ現在市町村に示しております平均価格は畑でありますと一反歩一万三千五百円ということになっております。大体一万円という免税点が畑でありますと一反歩近い面積にもなっておりますわけでごいします。宅地でありますと町村と都市とは非常に違つて参るわけでありますが、町村でありますと坪当り数百円というようなことになりまして、どうしても数十坪にはなるわけでごいします。そういう関係からあまり分散されることも好ましくありませんし、徴税例になることを防ぐのだという趣旨なら、一万円で税額にしますと百四十円でごいしますの、まあこの税度でがまんしてもらえないだらうかというふうな考え方でおるわけでごいします。

第二点の北海道におきます固定資産の評価の問題でごいしますが、固定資産の評価に当りましては市町村ごとに、自治庁から平均価格を示しておるわけでありまして、その場合において田畑にいたしまして北海道におきます土地の生産力というものは若干低いわけでありまして、そういう意味においては低い平均価格を示しておるわけでごいします。特に高い平均価格を示しておるのではなしに、むしろ低い平均価格を示しておるという方が妥当ではなからうかというふうな考えでおるであります。大体市町村におきましては自治庁の示します平均価格に甲乙ないところで評価するように、なつて

参つておるわけでごいしますけれども、中には若干なおずれがあるところもあるかと思つております。

○北山委員 この北海道の固定資産の評価の問題は時間を取りますから、いづれまた機会をあらためてお伺いしますが、必要な資料等一つ用意していただきたいと思ひます。それでなお農地について全般的なお伺いをします。田については今全国平均三万五千円くらいになっているわけですが、その三万五千円に上げるべきにいろいろ論議をしたというのは三万五千円で、換言しますと法定小作料よりも高いような固定資産税になつてしまふのではなからうかというのを問題にしまして、その後小作料の方が上つたものですから、いわば固定資産の評価を上げることによつて、法定小作料を押し上げてしまつたというふうな結果にもなる。問題になるのは今後のことなんです。こういうふうな農地、いわゆる生産用に使つておる土地ですね。そういうものの評価額を上げ、固定資産税を取りますと、それがやはり一つの何と云いませうか土地資本、資本費用として生産費の中に入つてくるわけなんです。その金額が非常に多くなつてくる。農地改革以前の日本の農業というものを圧迫したのはやはり地代なんです。地代というものがその生産費の中に入つて、そして結局は農業を圧迫をしたという結果になつた、農地改革以後はその圧迫が除かれた、こういうことが一般的に言えるわけですが、それを今農地の売買価格が高いのだというふうな理由で、今の三万五千円基準というものをさらに引き上げるということになり

ますと、これはまた昔に返ることになる。

そこで伺ひするのですが、田畑の評価基準というものをさらに引き上げるような考えがあるのか。私は上げてもらいたくないと思ふのですが、どうなのか。特に固定資産税というものは農民にとっては非常に重圧なんです。ことに所得とはこれは関係なしに面積で取られる。五反歩の農家と二町歩の農家というものは、固定資産税は四分の一になりますね。しかしその所得、現金収入から見れば、二町歩の農家と五反歩の農家では租税力において比較にならぬのです。そういうことをいふのは面積比例でもつて出されまゝから零細農家にとっては非常な負担なんです。従つてこういうような固定資産税をいふものは、いふほど負担が重く、見ても不公平になつてくる。いろいろ考えますと、三万五千円に上げちゃつたのだから、今までの分は別として今後引き上げてはならぬと思ふのですが、この点についてお考えを聞きたい。

○奥野政府委員 事務的なお答えをさせていただきます。来年度固定資産を評価し直す際に、どのような角度で評価をし直すかということにつきましては、まだ決定をいたしておりません。もう少し先にならうかと思ひます。ただ一般的に申し上げることのできますのは、現在価格が課税標準になりますものに相対してありますとか、あるいは登録税でありますとか、固定資産税とかいふものがあるわけでごいします。それらがばらばらにやつておるといふのが実情ではな

らうかと思ふのであります。市町村が全部固定資産について評価をしておるわけでごいします。これを基礎に

して相続税も課税される、登録税も課税される、そういう方向にいくのが筋ではなからうかと存じます。しかしながら固定資産税の評価というものは、現実の売買価格等と比べて参りますと、土地におきましては特に著しく低いということがいえると思ふのであります。従ひましてこの低い市町村の評価を基礎にして登録税も相続税も課税をしるというわけには行きがたいのではないだらうか、こう考えております。そうしますとある程度評価全体を引き上げるべきじゃないか、こういう問題が起つて参ります。しかしながら御指摘のように評価を引き上げまして税率をそのまま据置きまゝと、零細な農民の負担がさらに加重されてくる、こういう問題も起るわけでごいします。で、評価について改訂をいたします場合には、当然税率につきましても再検討をすべきではなからうか、こゝに存じておるわけでごいします。究極的には固定資産所有者の負担がどの程度であるか、こういうことを基礎にいたしまして評価と税率を一緒にして考へていききたい、こういうことで事務的な検討を續けておるわけでごいします。

○北山委員 農地が交換価格、売買価格よりも低い評価額だということ、これは当然なことなんです。土地というものは移動性の商品じゃないのですから。しかもこの農地というものは、そういうふうな転換ができるものではない。しかもいふゆる資本費用というものをなるべく安くするということ

が新しい農業政策なんです。それはもうもとの戦前に戻つてしまふということなんです。そういう点から見ても、相続税の方の評価基準がたしか六万なんぼですか、そういうふうにつり合ひがとれないから相続税の方に引き上げていくというふうなこと、むしろ相続税の方の評価基準をこちらの方へ引き下げていくという方が私は当然だと思ふ。で、今の質疑だけを聞いたのでは大臣おわかりにならぬと思ふのですけれども、この農業用の土地の——しかも生産に使つてゐるんですよ。その使つてゐるものの固定資産税というものを引き上げないという方針でいってほしいと思ふのですが、これについて大臣の御所見をお聞きしたい。それと同時に、たとえばゴルフ場についての固定資産税はどうなつておるか。それから休閑地で遊んでゐる、値上りを待つてゐるような宅地の、固定資産税はどうなんです。私はそういう不生産的に使われてゐるものこそ、固定資産税の評価をうんと高くすべきだ、あるいは税率をうんと高くすべきだと思ふのです。黙つておつて貸しもしない売りもしないで、しかも値上りを待つて莫大なもうけを得る。自分は何ら手を下さないで、土地を何ら耕作するわけではなく、黙つて周囲の状況によつて値段が上つたらもうけるという者に対しては安い固定資産税を

かけ、土地を實際に生産的に使つて経済の面でも大きな働きをしてゐるような農民の農地に對しては、その値段が高くなつてゐるからそれを引き上げるのだというふうなことでは、これこそ片ちんばだと思ふ。そういうものと引き比べてどういふふうなお考えを持

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

○奥野政府委員 土地の中には田畑とか宅地とかございまして、そのうち宅

地関係の部分と田畑関係の部分とが固定資産税の収入におきましては大体半々くらいになっておるわけでございます。宅地につきましては特に言えますことは、一般物価の値上りよりもおくれて値上りして参つておるという実情でございます。その結果固定資産の評価におきまして土地と家屋をかりに比較いたしますと、家屋の方がきつい評価になっており、宅地の方がゆるい評価になっておる、こういうふうな問題もあるわけでございまして、そういう意味においては、総合的に評価し直す際に検討を加えるべき問題があるのではなからうかと存じておる次第であります。しかしながら今大臣がお話しになりましたように、租税負担をどの程度にしていこうかということとは別個に考えておるわけでございますので、御了承願つておきたいと思うのでございます。

○北山委員　土地というのはふえないものですし、特に農地はだんだんつぶれてむしろ減っていく、そういう面からの値段の騰貴はあるわけです。無制限にふやしていくような商品とは違うわけです。だからかりに高くなった

ほかにもありますが省きまして、最後にこのようにいろいろ不合理、し

かも住民に相当な負担をかけて集められた地方税なんですから、地方団体の理事者としてはその運営について十分細心の注意を払い、ほんとうに誠実にやらなければならぬ。ところが福岡県の副知事が大事な税金を第一相互銀行に預けて、その裏目歩と申しますか、その利息を別に一千万円も取っておるというようなことが新聞に出ております。この問題は重大だと思ふ。そこでこの事件について大臣が知っておられるならばその内容を示してもらうと同時に、さらに調査をしてこの委員会に、その経緯状況等を御報告を願いたいと思う。あるいはこの問題についてどうお考えになるか、きょう見解を承りたい。

○田中国務大臣　福岡県の問題のよう
でございますが、これは今朝の新聞を
見まして、こういうことがあったこと
を初めて知ったようなわけでございま
す。従つてまだ何らの報告を受けてお
りませんので、これは後刻調査をいた
しまして御報告を申し上げます。

○北山委員 この問題は私もきょう新聞を見ただけでありますから、おそろく自治庁としてもまだ調査しておられないだろうと思いますので、即刻に調べを願って、そうしてこの委員会に

それからもう一つ問題があるのです
が、実は東北開発ということで東北七

財が百万円ずつのお金を出して、佐賀協
議会というものを作って、東北開発の
ための法案成立のための調査費ですか
運動費ですか出そうとしておる、ある
いは出している。ところが東北の県と
いうものは全部赤字県です。地方財政
再建促進法の再建団体になっておるの
が六県、青森県はなっておりますん
が、それで赤赤赤字です。こういう赤
字県が東北開発の法案の促進のために
百万円ずつ大事な税金を出すというこ
とについては、一体大臣はどのような
お答えになっておりますか。こういう金
は出させるべきではないかと思うので
す。しかも再建団体であれば再建計画

思うのですが、一体そういう申請があつたのかどうか、そんなものを認めていいものかどうか、これを一つお伺いいたします。

○田中 国務大臣　私よく存じませんが、政務次官からお答え申し上げます。

○加藤(精)政府委員　ただいまの東北振興のために各県が金を醸出して運動費にしたという話でございますが、事實を十分に承知いたしておりますので、調査の上御報告いたしたいと思ひます。

○北山委員 これは東北の各県から百万円ずつ、それから東北興業株式会社から百五十万円、それから東北電力から百五十万円、合せて一千万円というもの、を各政党に金を出して、そうして東北開港のための立法を推進しようと

出たのじゃないかと思う。これは私
 さんでもない話だと思ふのですよ。政

のたゞ地方のために必要な法律を作ることは当然のことであつて、金をもちつてやるべき筋合ひのものではないし、また地方団体としても大事な税金なんですから、しかも赤字県なんですから、その中から寄付、負担金が制限されておる赤字団体において百万円も出すということとはとんでもない話です。手ぶらでやつてきていいんですよ。この点はよく御調査願つて、はっきりとした自治庁の御見解をお聞きしたい。

○門司委員長　鈴木君。

○鈴木(直)委員　この際二つの点につ

地方税法の全般を見まして、大体において妥当だと考えるのであります。が、その中で気がかりな点は、第一点といたしまして、いわゆる住民税の課税方式が第一、第二、第三というふう

に規定されて、そのうち、どれをとるか、その市町村の白山である、こういうことになっているわけですが、は、自治庁の説明によりますと、第二課税方式を採用しているのは全市町村数の七六％に及んでおるといふことであり

ます。今回の改正によりまして、この第一方式を採用しているところと、第二ないし第三方式を採用しているものとの間に、相当住民の負担の不均衡がある。こういうことから住民の負担の不均衡をこの際直したい、こういう意

の結果自治庁の説明により、まず、四十九億の歳入減をこれらの市町村には来たすということになるわけであり、す。市町の住民の負担の均衡化という

点をとることは非常にけっこうだと思
いまして、この改正案におきまして
その点については妥当であると考え
るのでありますが、その結果、オブ
ジョン・ツリー、オブション・ス
リーをとったところでは市町村は
四十九億円の収入欠陥を来すとい
う結果になるわけであります。しか
も普通交付税は第一方式を基準と
してやっておるわけでありますから
、この第二、第三方式をとっている
ものは普通交付税でもつ

でこれをカバーすることにはできない。こういうことになるわけでございます。自治庁の説明によりますと特別交付税によつてこれをカバーしたい、こういうような方針でありますけれども、特別交付税も交付税率二六％の範囲内において分けるにすぎないのじゃないか。結局特別交付税をその方面に

向けたために、他の方面が四十九億の不足を来たすというようなことになるのであって、結局地方団体全体から見ますと四十九億というものを、何らかの形においてこれに加えていくというような措置を同時にとるのが、妥当な措置じゃないかというふうに考えられるわけであります。これにつきましては、地方団体側からの要望書を見ますと、たばこ消費税の税率の引き上げによってこれをカバーすることが妥当である、こういうような主張をしておられる

ら正しいようでございます。従いまし
てこの修正案に対しては、これはこれ
尋ねをする必要もない、しかしゼロが
われわれの主張でありますから、下
げるといふならばそれは下げないより
いい、こういう意味において、三千円
を二千四百円にされましたが、承る
とどうもこの点については、最後の
主党の方においては、最後の方針と
してきまつたようには伺っておらぬ、
あるいはこれが参議院に回ると、参議
院の自由民主党の諸君は参議院にお
いてそういう修正が将来ありま
したならば、これには喜んで応じられ
るつもりでこの修正案を出しになつ
たのかどうか、これがもう最後であ
る、もし参議院において再修正を出
しても断じてそれは受け付けないのであ
る、こういうお気持ちであるかどうか。
この点は非常にデリケートではある
が、実は重要な問題であらうと思つて
おります。私どもは政府を審議いた
します限りは、これが最善のものな
りとしてこれを審議しなければなら
ぬ、そういう意味からいまして、ど
うもそういう面において少し疑問を
持つておりますので、率直に提案者の御
見解を伺つておきたい、かように存ず
る次第でございます。

○亀山委員 この案は自由民主党は党
議をもつて決定いたしましたものでござ
います。ただお話のごとく参議院におき
まして一部の方のうちにいろいろ御議
論のあることは承知いたしております。
けれども私どもはこの案を進みた

い現在のつもりであることだけを御了
承願したいと思つております。

○中井委員 将来につきましては、あ
るいは心境の変化があるかもしれないと
いうように承つてよろしいですが、
○亀山委員 それはその場合にならぬ
とわかりませんが、現在は今のような
心境であることで御了承願いたします。

○中井委員 はなはだあいまいで、修
正の金額につきましては私は将来疑
問があると思つております。しかし社会
党としましてはゼロを希望するのであ
りますから、もし将来そういうことが
ありまして下つても、現在よりはなお
よろしい、こういう考え方であること
を率直にこの際申し上げておきたいと
思つております。

○門司委員長 他に質問がございま
せんから、私から当局にちよつとお
聞きしたいのでありますが、この税率
の引き下げによつて減収はどのくらい
になりますか。

○奥野政府委員 三十二年度におきま
して三億四千四百万円と考へておりま
す。

○門司委員長 もう一つ聞きたいと思
ひますが、先ほどの提案理由の説明の
中にありましたように揮発油税が下つ
た、こういうお話であります。揮発
油税が下つて参りますと当然地方道路
税が下つてくることになると思いま
す。いわゆる譲与税がそれだけ減ると
思いますが、これはどれくらい減りま
すか。

○奥野政府委員 揮発油税の場合には
製造段階で課税をいたしましてその場
合に欠減量を三・七%と見ておるよう
であります。ところが実際問題として
そんなに欠減がないじゃないか、もつ

ときつい課税を製造段階でやつていい
のではないか。こういう考え方もある
わけでありまして、欠減のパーセンテ
ジは政令できめておるようでございます
が、その率を引き下げる、言いかえ
れば課税対象にいたします揮発油の分
量を多くする、こういう方法を講じて
参るといふ話を聞いておるのでありま
す。そういうことによつて減収の生じ
ないようにはできる。従つて揮発油税
入及び地方道路税収入には減収が生じ
ない、こういう話に承つておりま
す。そういう観点からまた六千五百円
引き上げる場合には、揮発油税の増税
分が四千八百円であり、地方道路税の
増税分が一千七百円であつたわけであ
りまして、総額で五千三百円にそのま
ま引き下げていきます場合には、地方
道路税の分は千四百円を割ることにな
るのであります。しかしながら全体と
して減収を生じないように、今申し上
げましたような措置をとつて参るわけ
であります。その場合にもとになり
ます税金の割合が揮発油税の一万一千
円に對して、地方道路税は二千円しか
ございせんので、従いまして地方道
路税の引き上げの部分は千四百円にし
ませんで千五百円にする、こういう案
になつておるやうに聞いております。

従いまして揮発油税の税率修正の方が
きつくなる、こういうふうに承つて
おるのでございます。言いかえれば地
方道路税のウェットは全体としてふや
す、修正の結果はそういうふうになつ
ておるやうであります。

○門司委員長 私が聞いておりますのは、
ウェットがふえるということでは
なくて、ガソリン税の引き上げによつ
て地方の譲与税として当然出てくるも

のが四十五億あるわけですね。国の増
収が百二十八億で地方の増収は四十五
億になつてゐるはずで、ところが揮
発油税が下つて参りますと、この四十
五億に狂いがつかないかということ
です。

○奥野政府委員 先ほど申し上げまし
たように、欠減の割合を引き下げると
いうふうな措置を別途政令改正等に
よつて講ずるというふうに聞いておりま
す。従いまして減収を生じさせない、
かように承つております。

○門司委員長 そうだとすると、もう
一つ聞いておきたいと思つて、もう
一方法は、ごく簡単に言いかえれば補
収を非常に強くするということになり
ます。ところが揮発油税についてはこれ
は平年度だと思つていますが、平年度で三
億四千万円ばかり減る。これは今年度
ですか平年度ですか。

○奥野政府委員 今年度です。

○門司委員長 今年度で三億四千万円
減るといふことになりまして、平年度
ではもう少し減りはせぬかと思つて。そ
うなりますと揮発油税の方は補収を
強くして税収に差をつけたいと思つて
いるか、揮発油税の方は補収を現行のま
まにしておくとおつたやうに解釈して
おいてよろしいやうにございせんか。

○奥野政府委員 揮発油税の方は製造
段階で課税のものですから、欠減の割合
を多く見ておるわけですから、揮発油
は特約店の関係で課税をしておりま
すから、そういう余地はないわけであ
ります。税率引き下げ分がそのまま減収
になるといふやうに存じております。

○門司委員長 他に御質疑はございま
せんか。――別に御質疑はございま

んようですから、本修正案に対する質
疑はこれで終了してよろしいと思
つております。

○門司委員長 特別の見解はござい
ません。

○門司委員長 それでは地方税法の一
部を改正する法律案及び亀山孝一君
より提出された本案に対する修正案
を一括して討論に付したいと思つて
います。討論の通告がございましてこれ
を許します。徳田與吉郎君。

○徳田委員 私は自由民主党を代表し
まして、ただいま議題となつておりま
す地方税法の一部を改正する法律案に
ついて、自由民主党から提出せられ
ました修正案並びに修正部分を除く政府
原案に賛成の意見を述べたいと思つ
ます。

今回の改正案は地方税制の根本に
なるような大きな問題を含んでお
らないのありまして、前国会からの懸案
事項あるいは臨時税制調査会、地方制
度調査会等の答申に沿つた所望の改正に
加へ、所得税の大幅の減税に伴う地方
税への影響に対処することでありま
して、おおむね必要かつ適切なものであ
ると思つて、私どもはこれに賛成の意を
表したいと思つております。

そのおもなる内容は、第一に住民税
について課税方式を異にする市町村間

の負担の差異を是正して均衡をはかることであります。その第二番目は、所得税減税に伴う住民税の自動的減収を回避するとともに、若干の減税をも行おうということであります。三番目は中小企業者の負担を軽減するために法人、個人を通じて低額所得部分について税率を引き下げようとすることであります。その第四番目は、遊興飲食税について負担の合理化をはかると同時に、税金徴収事務の簡素化を期したいということであります。その第五番目は、固定資産税について大規模償却資産に対する所在市町村の課税限度額を拡張するということであります。第六番目は、軽油引取税について揮発油税の揮発油課税の増額に対応して、道路整備に必要な財源のために税率を引き上げたいということであります。以上六点であります。その内容の若干についてこれから意見を述べたいと思います。

その第一は、課税方式が違った市町村民税の間の不均衡を是正する。第二及び第三課税方式に標準税率を設けたことであります。現在第一課税方式を採用しております市町村は全市町村の一五％であるのに対しまして、ただし書による第二課税方式で課税しております市町村は七五％に達しております。この両者の間の不均衡は特にはなないものがありまして、同一程度の所得者でありながら、市町村を異にするがために、一方においては三倍、四倍の高い税金を払つておるといふことが珍しくないであります。こういうことは決して見のがすことのできない事実であります。今回の改正に当りましては、第二及び第三課税方式に標準

税率を新たに設計したことは当然なことでありまふ。しかしながら市町村財政法の上に目を転じたときには、そこに約四十九億の財政欠陥が明らかにされおるのであります。しかも地方財政は第一課税面方式で計算されておる間

係から、市町村財政の上に及ぼす影響は決して少くないのであります。ことに第二、第三課税方式を採用しております市町村は、住民所得が少いからやむを得ず、これらの方式によって課税したしておるのでありますから、自然増収に多く期待することができないところであります。こういう市町村をこのまま放置することは、第二十三国会以来の地方財政確立の効果を失うおそれがありますから、政府はたばこ消費税の税率の引き上げ、あるいは地方交付税の増額等で適切な処置によって補填の方法を考慮さるべきものであらうと思います。この点政府の税処を要望する次第であります。

す。従いまして別に提出されておりま
す。地方交付税率の引き上げの処置と
にらみ合せまして、地方財政の現状か
ら見てある程度の税率の引き上げもま
たやむを得ないものとして原案を支持
するものであります。

第三に、遊興飲食税の税率改正の問題であります。現行の遊興飲食税の税率は四段階でありますして、その間消費行為の実態から、必ずしも適正とは思われず、しかも徴収義務者の手数も複雑で、犠牲も少くないのであります。ここで免税点を引き上げ、税率を単純化したことは適当な処置であると私どもは考えております。ただここで問題が残っておりますのは、従来五%であつた低額料金のところが一〇%に引き上げられる部分が生じてくるのでありますして、これは従来の税率に据え置き置くのが当然であるという意見があるのももつともであります。これに對して私どもは、大衆飲食店・旅館におきま

だけ近い将来に免税点の引き上げよう、強く要望いたします。

第四番目には、固定資産税の大規模
償却資産の問題であります。今回大規
模償却資産に対する市町村の課税限度
額の引き上げが提案せられましたに対
し、現行通り据え置くべしとの意見も
あります。これは昭和三十年度の経過

政の上に相当大きな変動があり、また
 こういう大規模債権移資産の所在市町村
 は、そのために義務教育、交通、防火の
 などの施設に特別の財政需要があるの
 でありますから、第二十四国会当時に
 おきましても修正意見もあつたのであ
 りますが、結局附帯決議となつたこと
 は御承知の通りであります。従いまし
 て今回の提案となつたような次第であ
 りまして、これは当然かくあるべきだ
 と私どもは考えております。

な修正案を提出したようなわけであり
ます。

以上のような理由によりまして、今回提案せられました地方税法の一部改正につきましては、自民党の修正案並びに修正部分を除く政府原案に対しては私どもは賛成をしたいと思います。おるものであります。

及び第三課税方式の標準税率を設けることによつて生ずる財政収縮は、先づども私どもの党の鈴木委員からいろいろ質問があり、これに対して大臣からも答弁がありました。同様にまた遊興飲食税のいわゆる免税点をすみやかに引き上げるといふ問題に対しても同様の質問があつて、これに對しまして大臣の答弁があつたわけであります。が、私ども大臣の答弁には必ずしも満足はいたしません。しかしながら極力

に当りましては一千億の減税、一千億の増税といつて大きく宣伝をいたした。しかし私どもその当初から、これは国税を一千億減税すれば必ず地方税の方はまたどこかで増税をするよと言つておりました。ところが果してこれが出て参りました。これが住民税であります。住民税につきましては——私どもは今回の改正案全部が悪いなどとは言いたくないのであります。いい面もありまして、この点は率直に認めたいと思つて、この率を上げたといふことはどうしてもわれわれにはわかりません。ことしの政府の説明によりますと、地方税の自然増収は七百億に達しておる、しかもそのうちでいわゆる不交付団体に属しておる団体の自然増収の額が非常に多いのであります。従つて今回その第一方式でやっておりますところは、ほとんど富裕団体といふべきで、内容は必ずしもそうではありませんが、一応不交付団体に多いわけでありまして、そういう面から言いますと、これをさらに二十一を二十六に上げ、また三十四年度には二十八にするなどというところは、何としても一千億減税の地方税に対する二百四十億のはね返りを、あと交付税その他で多少は見ましたけれども、カバーしたい、こういう面でありまして、特に大臣の説明を伺つておると、大蔵大臣は一千億減税の場合には率を下れば減税であり金額はそれはもう所得がふえたのだからやむを得ない、こう言いますが、田中事務大臣は、今度は住民税、地方税の方にくると率が上つて、これは増税ではない、これは調整である、こう言つておるのであります。これはどうもあくまで納得のでき

ないところである。實質上は率が上れば増税であるならば、住民税は増税になる、こういうことになるかと思ひます。われわれはこの点はどうしても納得できないのであります。

その次に住民税の第二方式、第三方式、あるいはたし書き等につきましては一定の基準を今度きめられた、この点は私はけっこうだ、前進だと思ひます。ところが残念なことには、先ほどから自由民主党の代表の方、あるいは鈴木委員からの質問にもありました、これははげつが抜けておる。四十九億円のこの赤字、これは実質血の出るような赤字であらうかと思ひます。地方財政計画にも入つておりません。やむにやまれずして各地方団体のとつておりましたものが四十九億不足になるわれわれの見方によると、もっと多いであらうと思ひますが、これに対する措置は何回もお尋ねいたしました、事務当局からは、特別交付税の中で半額程度はというふうな返事もありましたけれども、鈴木さんの御質問にもありました、これはやはりほかの方を圧迫するということにもなるうし、大臣は極力やりましようということでありますので、私どもはこの点においてだけでも満足ができない、こういうことに考えなければならぬと思つております。

その次、事業税でございます。事業税の率をお下げになりました。この面におきましては、長年の懸案でありました、社会党はもう少し抜本的に考へてはおりますが、まあ税金というものは段階がある、こういう意味においては、お下げになったということについては私は敬意を表します。ただこの

中で湯屋業を第一種を第三種に今度変更された。これもあるいは考えようによつてはいいかもしませんが、この点については昨年の委員会におきまして、たしか附帯決議をつけて、大工、左官、板金、植木職、最後に湯屋業、こういうのであつたと思つてございします。順序といたしましては国会の意思は大工、左官、板金、植木職というものでありまして、お湯屋さんが一番最後であります。ところがこのお湯屋さんだけまつ先に出て参つたことについては、われわれは納得ができない。やはり全国のお湯屋さんの運動が、非常に容縮されてあります。大工職や左官職や板金、こういう人たちがより強かつたということだけであつたといふことになれば、私は政府の今回の措置はなほ不公平であり、軽率であるといわねばならぬと思つております。

第三に、固定資産税であります。あるいは電気ガス税であります。これについてはしばしば論ぜられておりますのは、特別措置法の関係であります。こういうものをいかに整理したらどうか、こういうことです。私どもがやるならば、今回固定資産税で一番困つておりますのは、全国の人口の四割を占める農民の固定資産税である。農民は、所得は国民所得の中で一七％に過ぎない。人口は四割。ところが固定資産税だけは全国の総額の三六％といふのは農民からとられておる。これは少くとも農業資産につきましては、私共は一万円程度の基礎控除ではないけれども、五万円ないし十万円に大幅に上げないことには承知できないと思つてあります。そうしてこの特別措置

や、いろいろな議論の中でありました。今や電気ガス税においては、百十七億に達しておるといふことを、この間政府の説明で聞きました。さらに外航船舶については三分の一を今度六分の一にする。船主協会から話がある、特別とん税というふうなものまでわざわざお作りになって、特にまた特別措置の範囲を広げておるといふことが、これは、われわれ断じて了解することではないのであります。

第四は、軽油引取税であります。これについても先ほどいろいろと議論がございました。私どもは自動車、バスあるいは大型トラック等がどんどんふえて参りますから、道路も悪くなりまして、それについてはガソリン税、あるいは軽油引取税、そういうものをこれまでおとりになっておる。それ以外に一般財源からも、今や道路行政は日本内政の最も重要な問題になつておるのであるから、そう簡単に、道が悪ければ、まあ去年も上げたが今年はどうじゃ、もう一度上げようかといふふうな簡単な考え方では、こう上げられては国民大衆は迷惑すると思ひます。けさも議論をいたしました。これはバス会社やそういうものの利益が減らぬかと言ひましたら、そうではありません。ぼつぼつ全国のバスその他を筆頭にいたしまして、トラックの運賃その他も続々上る。バスについては運輸省にもう百数十社から値上げの申請が来ておるといふふうなことであります。まして、私は自動車がおきましても、現行の率にいたしておきましては必ずや絶対額としての軽油引取税の総額は、皆さんの予想以上にふえてく

る。また政府が好景だ、神武以来の景気だといつて宣伝されておるのでありますから、その裏づけをするためには、こういう率を上げてはいけなかつたと思つてあります。そういう意味においては、社会党は今回三千円はおるか、一銭も上げることに反対であります。先ほどから自由民主党の方から修正案が出ました、二千四百円というところであります。下つた面六百円については賛成であります。やはり二千四百円はこれは賛成するわけには参らない、こういうことになりまして、この点は、参議院においても、社会党としてさらに私どもは努力を続けたいと申し合せておるような次第でございます。

第五には自転車荷車税であります。あるいは木材引取税であります。木材引取税についてはいろいろと御論議がありました。われわれはもうやめる段階であらう、こういうふうな考へております。多少下りました点についてはけっこうだと思ひますが、将来は十分考へてもらいたい。自転車荷車税につきましては、これは社会党は年々の主張であります。ところが今年には逆算の見込みとして四十七億といふに数をふやしていらつしやいます。幸いこの点は、田中事務大臣は、来年はやめると、この委員会ではつきりおつしやいましたので、私どもは来年まで一年しんぼうをしようかなと考へておりますが、大臣が来年まで御在任になるかどうか、その辺のところまで心配をいたしておるような次第でございます。できまするならば、もうこの際この自転車荷車税を廃止ということにいたしたいと思つておるのであります。

第六に、最後は遊興飲食税であります。この点はもうたびたび申しましたので、申し上げるのも何であります。が、最後の討論でありますから、念を押しておきますが、幾らお話がありまして、この三百円から五百円までの一般の飲食代あるいは八百円から千円までの旅館の宿泊代、これはどうしても納得はできません。

私は一昨日も列車の中で食堂に入りました。昼食をとりました。食堂の定食の二百三十円です。ビールを一本飲みますと大方四百円になります。やはり五分とられました。三百五十円であつたら十七円か十八円ということになります。今度はそれが四十五円になるのであります。これは業者が見ると、基礎控除が上つたから総額においては、といいますが、実は私のは飲食をするわれわれ国民大衆であります。その本質を忘れて、まあまあいいかげんなところで妥協されたということ、この点は私は遺憾に考へております。さらにこの点につきましては、自由民主党の内部におかれましては、われわれ聞きます。非常に、非常にどうも改正案があつたようでございますが、公給領収証の問題と相打ちでもつてどうも現状維持だということになつたというやうなことであります。公給領収証とこの率の問題とは別だと思ひます。どうもフットボールと野球と相打ちなんというところはわれわれはあまり聞いておらぬ。公給領収証はあくまで事務的なものであらうと思ひます。これはしかし他党のことでございますから、われわれはなほだ残念であるということだけ申し上げまして、以上かいつまんで五、六

点でございますが、どうもこの地方行政委員会におきましては、私どもは賛成すべきものは賛成をし、さらにまた修正などにつきましても、できるだけ、政府当局のためではなくして、地方自治体のために何とかしたいというので、いつも努力をいたすのでございまして、今回はそういうふうな、さまざま点において意見が合いませんので、残念ながらこれは賛成するわけには参りません。以上のことをつきりと申し上げまして、反対の討論といたします。(拍手)

○門司委員長 これにて本案並びに修正案に対する討論は終局いたしました。採決してよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員長 採決いたします。まず亀山孝一君より提出されました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○門司委員長 起立多数。よつて亀山孝一君提出の修正案は可決いたしました。次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○門司委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。よつて原案は修正議決すべきものと決定いたしました。次第であります。(拍手)

なお本案の議決に伴う委員会報告書の作成並びに提出手続等につきましては、先例もございしますので、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員長 御異議ないものと認めてさう取り計らいます。

次の委員会は公報によつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

〔参 照〕

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

地方行政委員会議録第三号中正誤

頁 段 行	誤	正
四二二四	第三十六條第三項中	第三十六條第二項中「第四項まで」を「第六項まで」に改め、同条第三項中
八五一七	同条第四項中	同条第四項中「第二百九十四條第三号」を「第二百九十四條第一項第三号」に、